

又は・若しくは・並びに・及び・かつ ——法令用語釈義 その3——

平野敏彦

この法令用語釈義と題した一連の論考は、法令用語使用における思考と表現が法思考においてどのような意義をもつかを解明することをねらいとしている。今回は法令用語解説の定番である選択の接続詞と併合の接続詞を採り上げる。

法令文の中で複数の語句、あるいは複数の文を結びつけ、その関係を示す接続詞の用法は、条文読解の基礎中の基礎なので、学習段階の初期に教えられるのが通例である。だが、そういう用法を通じて伝達しようとする理由が何かについてまで思いを巡らせることは少ないようである。

法令文では、「AかBか」を表す選択の接続詞として「又は」と「若しくは」、「AもBも」を表す併合の接続詞として「及び」と「並びに」が用いられ、これら4つの接続詞は漢字を用いて表記するものとされている。漢字の送り仮名は時代により変遷があり、「若クハ」「若ハ」「及」「並ニ」「並」などがカタカナ法令文には見られる。なお、法令文でも、地方公共団体の条例などには、漢字を用いず、平仮名表記（または・もしくは・ならびに・および）が正文になっている場合もある。

これ以外の併合の接続詞としては「かつ」（戦前はもちろん、戦後の一時期までは「且ツ」「且つ」あるいは「且」という漢字で表記された。）があり、また「及び」の代替表記である「と」や「・」（印刷業界では、「中黒」とか「中ボツ」と呼ばれているが、法制執務では、「中丸」と呼ばれることもある。）がある。

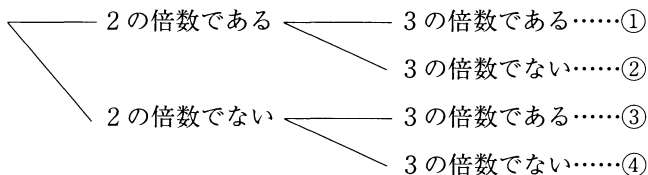
1 論理学における結合

法令用語の選択・併合の接続詞の説明をする場合、論理学を援用すると関係性が明確になるので、必要な範囲で、まず予備知識としての論理学の解説からはいりたい。例としては、指示される対象の個数が定まっているものが可視性に富み、理解を容易にするので、1～12の自然数のうち、2の倍数（ $A=2, 4, 6, 8, 10, 12$ ）と3の倍数（ $B=3, 6, 9, 12$ ）という数のグループを用いることとする。

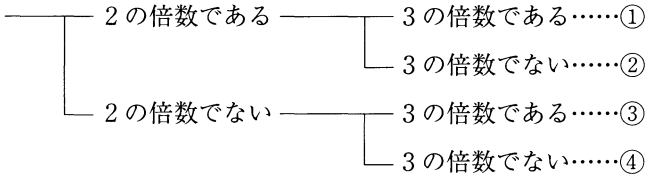
その数が2の倍数であるかないか、3の倍数であるかないかの組み合わせは、下記の4通りであり、それに尽きる。

- ① 2の倍数であり、 3の倍数でもある……6, 12
- ② 2の倍数であるが、 3の倍数ではない……2, 4, 8, 10
- ③ 2の倍数でないが、 3の倍数である……3, 9
- ④ 2の倍数ではなく、 3の倍数でもない……1, 5, 7, 11

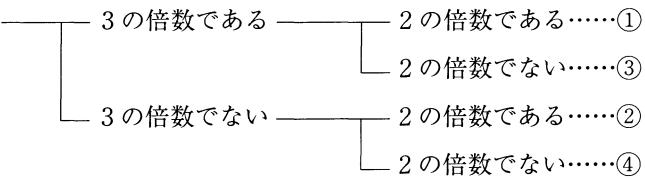
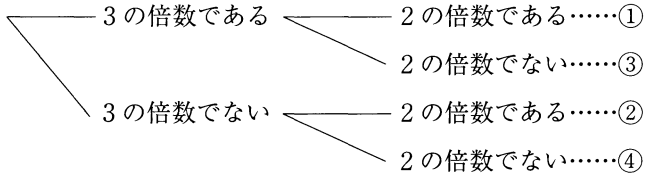
これを樹形図（ツリー）に書くと次の通りである。



これは言うまでもなく、次のディレクトリ構造と同形である。

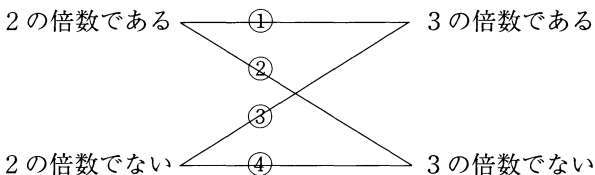


3の倍数から始めても、結果は変わらない。



これらの表記では、先の倍数についての記述が2回であるのに対し、後の倍数については、内容が同じ記述がダブって登場するので、計4回必要であることになる。

それぞれ同じ回数ですませるには、次のいわゆるたすき掛け図が都合がよい。



この2項目×2項目の相互関係とそこで指示される対象の全体を一覧するには、次のような表（テーブル）形式が最も有効である。

〔表1〕	3の倍数である	3の倍数でない	
2の倍数である	① 6, 12	② 2, 4, 8, 10	2, 4, 6, 8, 10, 12
2の倍数でない	③ 3, 9	④ 1, 5, 7, 11	1, 3, 5, 7, 9, 11
	3, 6, 9, 12	1, 2, 4, 5, 7, 8, 10, 11	

これらを論理学の用語を用いて表現すればどうなるか。ある数が「2の倍数である」かどうかの真偽は一意的に判断できるものなので、命題の資格を満たす。したがって、命題論理学の道具立てを用いることができ、次のように命題 p の要素を記述できる。

$$p = \{x \mid 2 \text{ の倍数である} \}, \text{ あるいは, } p = \{x \mid 2, 4, 6, 8, 10, 12\}$$

「2の倍数でない」は、否定結合子（ \sim ）を用いて、命題「 p 」の否定命題「 $\sim p$ 」と表せ、同じように「3の倍数である」「3の倍数でない」は、命題「 q 」とその否定命題「 $\sim q$ 」で表せる。

命題論理学では、真偽の判定ができる単純命題が組み合わさった複合命題の真偽もまた判定できるよう体系化されている。否定命題も原命題に否定結合子がついた複合命題と理解されているので、それ以外の複合命題を併せると次の5つの演算が成立し、5種類の論理記号（ $\sim \wedge \vee \rightarrow \equiv$ ）を用いて表現される。

1) 否定命題 (negation) 「 $\sim p$ 」

「 p でない」(\bar{p} や $\neg p$ とも記号表記される。)

2) 連言命題 (conjunction) 「 $p \wedge q$ 」

「 p かつ q 」($p \cdot q$ や $p q$ とも記号表記される。また、con- [共に],

junction [接合] という語源から、合接とも呼ばれる。)

3) 選言命題 (disjunction) 「 $p \vee q$ 」

「 p または q 」(dis- [離れた], junction [接合] という語源から、離接とも呼ばれる。法令文と違い、「または」と平仮名で表記する。)

4) 含意命題 (implication) 「 $p \rightarrow q$ 」

「 p ならば q 」($p \supset q$ とも記号表記される。また、内含命題とか、条件命題とか、伝統的論理学の用語のまま仮言命題と呼ばれることもある。)

5) 等値命題 (equivalence: EQ) 「 $p \equiv q$ 」

p と q は互いに等値(同値)(特に、 $p \Leftrightarrow q$ と記号表記される場合は、内容が $p \rightarrow q$ と $q \rightarrow p$ の2つの条件を満たすこと(つまり、必要十分条件)という側面が重視されるので、双条件命題 (biconditional) と呼ばれる。)

これら複合命題の真偽は、単純命題の真偽により一意的に決定されるが、その真偽は以下の通りである。

[表2]

命 題			否 定		連言	選言	含意	等値
p	q		$\sim p$	$\sim q$	$p \wedge q$	$p \vee q$	$p \rightarrow q$	$p \equiv q$
真	真	①6, 12	偽	偽	真	真	真	真
真	偽	②2, 4, 8, 10	偽	真	偽	真	偽	偽
偽	真	③3, 9	真	偽	偽	真	真	偽
偽	偽	④1, 5, 7, 11	真	真	偽	偽	真	真

連言命題が真であるのは、 p が真で q も真のとき(①)だけと規約される。この結合の呼び方として、「そして」「及び」「と」などの日本語も考えられるが、たとえば、「AとB」とすれば、日常的用法では①+②+③と混同されるおそれがあるため、「かつ」が採用されているのである。

選言命題が真であるのは、 p か q の少なくともいずれか一方が真のとき(②+③のほか、①も含む)と規約される。この結合の呼び方は「あるいは」「それとも」「か」なども考えられるが、「または」が採用されている。

この選言は、 p と q のいずれもが真の場合(①)も含むので、非排他的選言あるいは両立的選言と呼ばれている。英語では単なる「or」ではなく、「and/or」とわざわざ明記される場合もある。すなわち、選言命題は、論理必然的に、連言命題を含んでいるのである。

「または」の日常的語感は、 p か q のいずれか一方が真のときに(②+③)限り真であって、両方が真のとき(①)は含まないというものであろうから、非排他的選言としての「または」の用法には違和感が感じられることもある。『どちらか(一方)』と言っておきながら、『どちらも(両方)』も含むのか」というわけである。この日常的語感に添っている「または」は、選択をどちらか一方に限るので、排他的選言または非両立的選言と呼ばれる。(これを特別に表すために特別の選言記号を考案した者もいるが、通常は使用されない。あえて言うならば、等値の否定($\sim(p \equiv q)$)は、 p が真で q が偽と p が偽で q が真の場合なので、真理値は排他的選言と一致する。)

アリストテレス、及びその後継であるストア派の論理学では、選言と言えば後者の排他的選言を指した。しかし、後に、命題論理学で、単に選言と言えば非排他的選言を指すことと規約された。論理演算の閉鎖的体系を構築するのに都合がよかったからである。その論理記号は「 \vee 」である。ラテン語には「あるいは」の意味を表すためには、排他的選言を表す「aut」と非排他的選言を表す「vel」の2種の接続詞があるが、後者の頭文字「v」を記号化したものであるという。

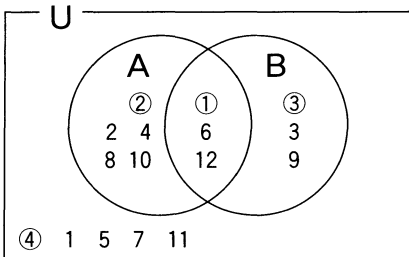
ちなみに、ネット検索やコンピュータでの検索におけるOR検索はキーワードAを含むデータとキーワードBを含むデータを表示し、AとBが併存している場合のデータを検索結果から排除しないので、非排他的選言をデフォルト(既定値)として採用している。この場合、排他的選言を採用すると、「阪神 or 巨人」という検索語では、「阪神」を含むデータと「巨人」を含むデータは表示されるが、阪神・巨人戦は表示されないという、検索目的に添わ

ない結果になる。(同様に、上方漫才のオール阪神・巨人も表示されない。)ただし、プロ野球の阪神・巨人戦で、「阪神が勝つか、巨人が勝つか」は、引き分けがないものとする、勝利はどちらか一方に限るので、排他的選言である。

なお、含意命題と等値命題は、本稿との関連性が少ないので、説明を省略する。

この真偽表をもっと直観的に把握するためには、集合論(クラス論理学)で用いられるベン図の利用が有用である。

集合とは、同じ性質・属性をもったものの集まりとされるので、命題 p の内容である「2の倍数である」ものを集合 A (要素=2, 4, 6, 8, 10, 12), 命題 q の内容である「3の倍数である」ものを集合 B (要素=3, 6, 9, 12) とし、その集合をそれぞれ円で表し、両集合に共通する要素を重ね合わせると下図のようになる。Aの円は①の部分(6, 12)と②の部分(2, 4, 8, 10)から成り、Bの円は①の部分(6, 12)と③の部分(3, 9)からなる。そして1~12の自然数の集合を全体集合 U とし、それを四角形で表す。四角形は円と重なっているように見えても、その重なりを共通部分としてもっているわけではなく、円の外部を表すものと規約されているので、①②③以外が④の部分(1, 5, 7, 11)となる。真偽との関係でいえば、①が p 真・ q 真、②が p 真・ q 偽、③が p 偽・ q 真、④が p 偽・ q 偽を図示している。この①~④は上述の図や表と一致しているが、それは両者が同じ構造を有することの証左である。



〔図1〕

命題論理学の複合命題は、集合論にそれぞれ対応物をもっている。

1) 補集合「 \bar{A} 」

否定命題は全体集合からある集合を省いた部分とされ、「補集合」と呼ばれ、記号表現はオーバー・バー (アッパー・バー) が通例である。だから、集合A (①と②) の補集合 \bar{A} は③と④の部分 (3, 9; 1, 5, 7, 11) となり、まさに「2の倍数でない」ものの集合である。

2) 共通集合「 $A \cap B$ 」

連言命題は、2つの集合の要素が共通する部分 (①) とされる。(論理) 積 (product), 交わり (meet) とも呼ばれ、記号「 \cap 」は、その形からキャップ (cap) と呼ばれる。

3) 合併集合「 $A \cup B$ 」

選言命題は、2つの集合の要素が合わさった部分 (①と②と③) とされる。(論理) 和 (sum), 結び (joint) とも呼ばれ、記号「 \cup 」は、その形からカップ (cup) と呼ばれる。

4) 部分集合「 $A \subset B$ 」

含意命題は、集合Aが集合Bの一部であること、つまり集合Aは集合Bにすべて包含されていることとされる。[図1] を用いて説明すると、①の部分「6の倍数である」ものの集まりとして集合C (要素: 6, 12) とすると、この集合Cは集合A (要素: 2, 4, 6, 8, 10, 12) の一部であるので $C \subset A$ でもあり、また同時に集合B (要素: 3, 6, 9, 12) の一部でもあるので $C \subset B$ でもある。集合論で部分集合を表す記号「 \subset 」は命題論理学で含意を表す記号である「 \supset 」とは逆向きであることに注意しなければならない。(混同を避けるため、本稿では含意記号として「 \rightarrow 」を用いている。)

5) 同値「 $A = B$ 」

AでもありBでもある部分 (①) とAでもなくBでもない部分 (④) を併せた部分である。

2 選択の接続詞

法令用語の中で最も使用頻度が高い語と考えられる「又は」から話を始めることにしよう。

(1) 「又は」——1段階の選択

2つの語句AとBのうちからいずれか一方、つまり「AかBか」のどちらかを選択することを指示する場合、接続詞「又は」が用いられる。日常用語では、「あるいは」や「ないし」も選択の接続詞として用いるが、法令文では漢字書きの「又は」と後述の「若しくは」だけが、明治時代から採用されている。名詞の場合は「又は」の前後に読点を入れることはしないが、動詞など用言の場合は「又は」の前、つまり連用形（連用中止形）をとる文Aの最後と「又は」の間に読点を入れる。

選択の接続詞「又は」は、2個の選択肢のうちどちらか一方を選択する論理学の排他的選言（②と③）、つまりAが選択されれば同時にBが選択されることはなく、またBが選択されれば同時にAが選択されることはないを理解するのが原則である。

刑法235条（窃盗）の「10年以下の懲役又は50万円以下の罰金」は、有罪の場合、どちらか一方の刑罰が科されるだけであり、排他的選言である。民法を始め多くの法律で頻出する「全部又は一部」も両立するわけではないので、排他的選言である。

しかし、たとえば法律要件が「A又はB」という2つの要件を選択の接続詞で結合して規定している場合、要件Aが満たされれば、法律効果が発生することになるが、要件Bが同時に満たされたときに法律効果が発生しないとすれば、つまり片方の要件を満たせば足りるとされているものが両方満たさ

れたからといって条件を満たしていないと言うとすれば実際上の不都合が生じる。そこでこの場合のように、要件Aが要件Bの少なくとも一方を満たせばよい、つまりA・B両要件を満たすことは要求されないが、A・B両要件を満たしていてもかまわないということを許容せざるを得ない。そのため、法令文においても、論理学の非排他的選言（②と③に加えて①を含む）も「又は」の用法として認められるのである。

このように、法令用語の「又は」には排他的選言と非排他的選言の2つの用法が併存する。「AかBか」の後ろに、「どちらか一方のみ」か、「それとも両方」かのどちらが付くかは、形式的には決定できず、常に前後関係つまりコンテキストに依存しているので、内容的に判断するしかない。いずれの場合でも、AとBは同一レベルにある対等の概念であると理解することが肝要である。

選択の対象が3個以上になった場合は、「A又はB又はC」とはせず、「又は」は最後の語句Cの前に1回用いるだけで、「又は」の前に列挙されるAとBの間は読点が入られ、「A，B又はC」となる。

4個以上何個になろうとも「又は」は最後の語句の前に1回用いるだけで、あとは読点で区切るだけというのが原則である。なお、戦前のカタカナ文語体の法令文の時代は、句点はなく、読点はこの場合のような接続詞の前に列挙されたものを区切る場合のみ使用されていた。

列挙された数が多い例をあげれば、憲法44条ただし書（「人種，信条，性別，社会的身分，門地，教育，財産又は収入」）や民法11条の保佐開始の審判請求者（「本人，配偶者，4親等内の親族，後見人，後見監督人，補助人，補助監督人又は検察官」）が8個の語句を列挙しており、民法7条の後見開始の審判請求者（「本人，配偶者，4親等内の親族，未成年後見人，未成年後見監督人，保佐人，保佐監督人，補助人，補助監督人又は検察官」）では実に11個の語句が列挙されている。

以上のような場合は、語句が何個あろうとも、あくまでも階層レベルが1

段階での並列的結合であり、「又は」を用いて接続し、もう一つの接続詞「若しくは」を用いることはない。だから、法令文の引用の中に「若しくは」が出てきたときは、必ずどこかに「又は」があるはずで、「若しくは」だけしか現れない場合は、その法令文の一部が省略されたと考えざるをえない。しかし、法令文でない公用文では、1段階の選択的結合される文中に、「若しくは」は堂々と登場することもある。

(2) 「又は」「若しくは」——2段階の選択

選択の段階が2段階になる場合、大きい接続には「又は」が、小さい接続には「若しくは」が厳格に区別して用いられる。排他的選言用法にせよ、非排他的選言用法にせよ、最終的には、挙げられた複数の選択肢から1個あるいは複数の選択肢を選ぶ作業であるから、選択肢がいくつあっても、その全部が「A, B, C, D, E, F又はG」のように、同一平面につまり1つの段階に並べ立てられていたとしても問題がないように思われるが、選択肢間にレベルの差を設けるときのために新たな選択の接続詞「若しくは」が導入されている。

ここで用いた段階というを接続詞の用法の説明に初めて使ったと思われる林修三『法令用語の常識』（日本評論社、1958年）においては、「A若しくはB又はC」という表現は、「A又はB」というグループがまずあって、これとCというものを対比しなければならないような場合に、小さい接続に「若しくは」を用いるというように、小さい、いわば下位グループから上位へという方向での2段階の説明をしている。すなわち、「A又はB」のセットが「C」と同レベルの選択肢になる場合、その大きい方の接続に「又は」を用いるので、元の「又は」は下位レベルの接続詞である「若しくは」に置き換えねばならないというのである。すなわち、「A又はB」又はC」となった場合は、「A若しくはB」又はC」とするということである。

だが、この説明よりは、「A若しくはB又はC」は、A・BグループとCとが選択的に「又は」を用いていわば上位で接続され、A・Bグループ内部の選択的結合は「若しくは」を用いていわば下位接続されるという、視線を上から下へと下ろしていく最近の説明のほうが、選択という思考操作の本質を考えると、わかりやすいと思われる。

1段階の「又は」が2段階の下位に移ると、「若しくは」に変えねばならないということの例として、刑法223条強要罪の構成要件を見てみよう。

この構成要件には「人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した」強要行為とそのための手段として、1項では「生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて」という被害者に対する脅迫行為と暴行行為が、2項では「親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し」という被害者の親族に対する脅迫行為が定められている。1項は「A、B、C、D若しくはE又はF」、2項は「A、B、C、D又はE」と記号化できる。1項・2項とも5つの脅迫行為の加害対象法益が選択結合されているが、非排他的選言と見るべきである。（なお、この5つは、通説では、限定列举と解されている。）1項は第1段階で脅迫と暴行が選択結合されているので、脅迫の加害対象法益は第2段階となり、選択の接続詞「若しくは」が用いられ、2項では第1段階の選択の接続詞「又は」が用いられている。

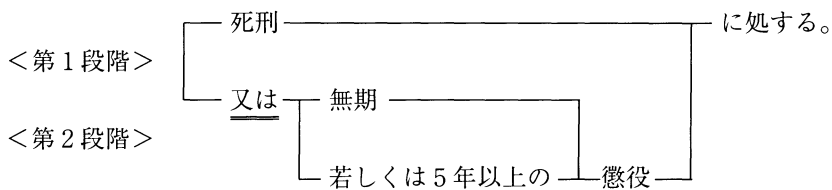
2段階の選択の接続詞の例としてふさわしいのは刑法第2編の一連の刑罰規定であるが、ここではその代表として、刑法199条（殺人）「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する。」の法律効果（処罰規定）の部分を探り上げる。

これは「A又はB若しくはC」のパターンであり、この法定刑の部分に下位接続をカッコで包み込み、第1段階を二重下線、第2段階を一重下線で示すと、次のようになる。

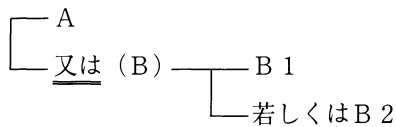
死刑又は（無期若しくは5年以上の）懲役 : A又は（B若しくはC）

カッコを書き込む方法は、選択肢のグループを際立たせる簡便な手法であり、六法に書き込む際に用いることができる。

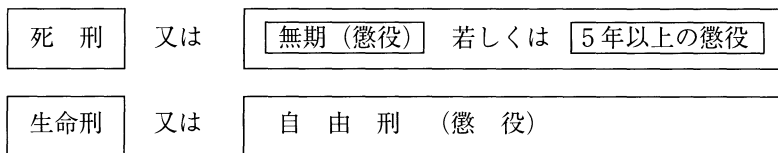
2段階の階層をなすという比喩的表現の趣旨は、次のように図示することができる。（その際、接続詞は後ろの語句の前に添えて書くことにする。）



これを記号化して一般的に示すと、「A又はB 1若しくはB 2」という明文上の表現を図示したこととなり、選択の第1段階はAかBかの選択、Bを選択した場合の第2段階がB 1かB 2かの選択を表している。下図で「B」が「(B)」となっている、つまり明示されることがないことの意味が条文理解の上で極めて重要であると思われる。



同じ構造を、次のようなボックスの入れ子構造で図示して説明してみよう。



大きい第1段階の結合では、生命刑と自由刑との間の選択の指示がなされており、生命刑を選択した場合は死刑であるが、自由刑（懲役）を選択した場合には、第2段階の結合から無期（懲役）と5年以上（20年以下の有期）懲役との間の選択の指示がなされている。比喩的に言えば、まず箱のふたに「生命刑」（死刑でもよい）と「自由刑」と記した大ボックスが2個あり（これが第1段階）、「自由刑」と記されたふたを開けると、中に「無期懲役」と「5年以上の（有期）懲役」と記された2個の小ボックスがある（これが第2段階）ということである。

刑法69条（法律上の減輕と刑の選択）には「法律上刑を減輕すべき場合において、各本条に2個以上の刑名があるときは、まず適用する刑を定めて、その刑を減輕する。」という規定があり、この趣旨を段階的に大きい選択から絞り込みをすべき作業手順を指示していると見ることができる。このように段階を分けて指示する接続詞の効用は、視線の絞り込みを立法者が意図した通りに読み取るように誘導するために用いられていると言ってよいであろう。第2段階の選択肢の列挙がある場合は、それは条文の表面には現れていない上位概念（類概念）＝（B）の下位概念（種概念）＝B1・B2であるという概念の階層性を踏まえた上で、第1段階の選択の意味を把握しなければならないのである。

1つの興味深い例として、刑法208条暴行罪の法定刑「2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」の部分を見ておこう。174条の公然わいせつ罪の法定刑も、「6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」と同じパターンである。刑罰は、後述する併科の場合を除き、排他的選言であるが、暴行罪については、次のように4種類の刑罰が2段階で規定されている。

（2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金）又は（拘留若しくは科料）

A 若しくは B 又は C若しくはD

自由刑と財産刑が法定刑が定められる場合（わいせつ物頒布罪（175条前段。ただし、併科可能）、現場助勢罪（206条）、遺失物横領罪（254条）、器物損壊罪（261条）、信書隠匿罪（263条。自由刑は懲役と禁錮の選択））は、通例は、その区分で段階化されている。しかし、暴行罪と公然わいせつ罪は、自由刑（懲役若しくは拘留）と財産刑（罰金若しくは科料）という区分ではなく、「懲役若しくは罰金」と「拘留若しくは科料」が「又は」で選択結合されている。何か理由があるはずなので、あれこれ考えてみると、4種の刑罰の関係が見えてくる。

その理由は、多分に推測であるが、戦前、「警察署長及び分署長又は其代理たる官吏」が、いわば刑事法上は微罪である違警罪（拘留又は科料に該する罪及び警察犯処罰令（明治41年内務省令第16号）の罪）を即決すべきことを定めた違警罪即決例（明治18年太政官布告第31号。裁判所法施行法（昭和22年日法律第60号）により廃止された。）という太政官布告があったので、その名残ではないかと思われる。もっとも、現在でも、「拘留又は科料に当たる罪については1年」（刑訴230条2項7号）という公訴時効の規定も同じ理由かもしれない。（なお、拘留又は科料のみに当たる罪は、現行法上、刑法231条の侮辱罪と軽犯罪法（昭和23年法律第39号）違反の罪があり、前者の共犯は刑法64条により不可罰になるが、後者については同法3条により正犯に準ずると定められている。）。このくくり方について以上のような理由が考えられるが、上位概念の名称はにわかには思いつかない。

「又は」と「若しくは」のどちらを用いるかで上位概念が異なる場合の練習問題として、たとえば、「刑法又は刑事訴訟法若しくは民事訴訟法」と「刑法若しくは刑事訴訟法又は民事訴訟法」の違いを考えてみよう。前者は第1段階では実体法か手続法かの選択であり、手続法を選択した場合に、第2段階で手続法の中から刑事訴訟法か民事訴訟法のどちらかを選択することを指示し、後者は第1段階では刑事法か民事法かの選択であり、刑事法を選択した場合に、第2段階で刑事法の中から実体法たる刑法か手続法たる刑事

訴訟法のどちらかを選択することを指示している。

上例のいずれの場合も、生命刑や自由刑、実体法や手続法、民事法や刑事法という語句をくくる用語・概念、つまり上位概念(類概念)は明文上出現しないので、頭の中で語句グループにラベルを付ける作業が要求されるのである。

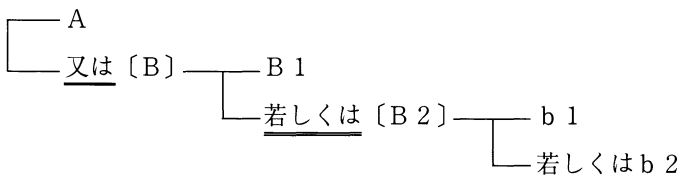
(3) 「又は」「大若し」「小若し」 — 3段階の選択

最後に、第3段階までの選択結合を見ておこう。この場合、第2段階の選択肢のうちにさらに選択が必要なものが含まれているのであり、そのときには第3段階のより小さい選択の接続詞として、第2段階と同じ選択肢である「若しくは」が再度用いられる。法制執務では、第2段階を「大若し」、第3段階を「小若し」と言い慣わされている。(なお、第4段階以上についても、「又は」は一度だけ最上位で使い、それ以下は「若しくは」を繰り返して使うと説かれているが、例はないようである。)

たとえば、第1段階のBがB 1かB 2かの選択肢をもち、さらに第2段階のB 2がb 1かb 2かの選択肢をもつというパターンでは、明文上は「A又はB 1若しくはb 1若しくはb 2」となり、明文上はBとB 2は登場しないけれども、下図のような図示のしかたをすれば、[]を付して、存在を意識することが可能になる。同様にAが細分されていく場合は、「a 1若しくはa 2若しくはA 2又はB」となり、

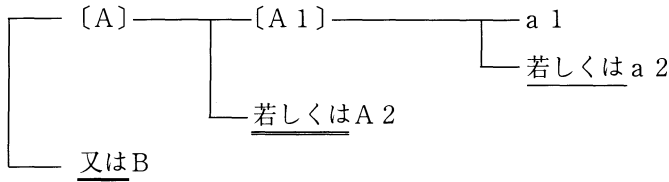
○ 「A又はB 1若しくはb 1若しくはb 2」

「A又は [B 1若しくは (b 1若しくはb 2)]」 () = [B 2] [] = [B]

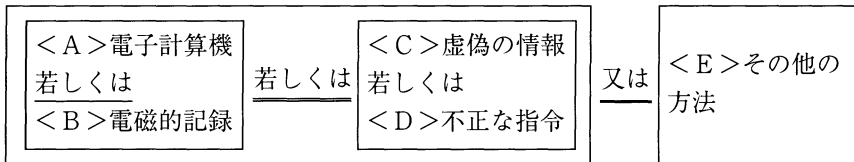


○「a 1若しくはa 2若しくはA 2又はB」

「[(a 1若しくはa 2) 若しくはA 2] 又はB」 () = [A 1] [] = [A]



実際の条文で検証してみる。刑法234条の2の電子計算機損壊等業務妨害罪は、「人の業務に使用する< A >電子計算機若しくは< B >その用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に< C >虚偽の情報若しくは< D >不正な指令を与え、又は< E >その他の方法により、< F >電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は< G >使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した」行為、つまりコンピューターの不作動・誤作動か、あるいは反作動かをさせて他人の業務を妨害した行為が犯罪を構成するのであるが、コンピューターを不作動・誤作動・反作動させる方法が規定してある。この部分の接続詞（2つの小若し、1つの大若し、1つの又は）に注目すれば、4つの方法の相互関係が整然と整理してあることがわかる。その構造を一部簡略して図示すると次の通りである。



A・Bの部分では、コンピュータ本体やデータそのものの物理的破壊が、あるいはC・Dの部分では、物理的破壊を伴わないデータやプログラムの入力等に係わる不正操作が記述してあり、補充的にそれ以外の方法も含まれている。これらの方法を通じてコンピュータの作動に影響を与えることができ

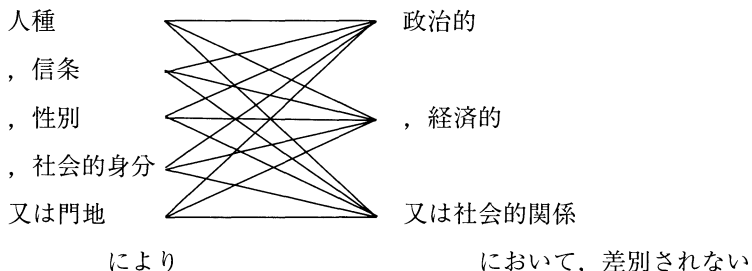
るのである。一見、雑然的に見える文も接続詞の用法を踏まえると、一気に論理的な文であることが判明するのである。

(4) 特殊な用法

選択の接続詞「又は」は1つの文に1回しか使えないものではない。1文はいくつかの構成部分（これを情報のまとまり・かたまりを表す単位として「チャンク」と呼ぶ。）から成るものであり、このチャンクを単位として、複数回使用できる。A・Bから成る第1チャンクとC・Dから成る第2チャンクが結合しているとき、クロス型（たすき掛け式）とパラレル型（平行式）とがあり、クロス型が原則である。それは、複数個の語句を選択結合することは、とどのつまり場合分けをしていることになるので、各チャンクに含まれる選択結合された語句の数を掛け合わせた数だけの場合が存在することになるからである。2個の語句を含むチャンクが2個あれば、場合は $2 \times 2 = 4$ 通りである。



クロス型の例としては、憲法14条1項の非差別条項があり、実に $5 \times 3 = 15$ 通りの組み合わせが可能である。



パラレル型の例としては、刑事訴訟法62条があり、これはクロスさせるわけにはいかない。

被告人の 召喚	—————→	召喚状
, 勾引	—————→	, 勾引状
又は勾留	—————→	又は勾留状
は		を発してこれをしなければならぬ。

(5) 「ないし」

「ないし」は、かつて、法令文において用いられていたことがあった。それは、「乃至」と漢字書きされ、戦後のある時期まで、連続する3以上の数字（たとえば、条名）を示すときに、最初と最後のみを明示し中間を省略する用語としての使用である。選択の接続詞として「又は」の意味を表すために用いられるわけではないが、音が同じなので、耳で聞いたり、平仮名で書かれた場合には、混乱するかもしれない。その混乱を避けるためか、あるいは漢字使用を減らす方針の一環かは定かではないが、現在では「～から…まで」を使用することになっている。

昭和23年に制定された刑事訴訟法では、制定当時から改正されていない条文、たとえば20条7号には「第398条乃至第400条」のようにその用法が残っている。ただし、新たに追加された条文や、改正の機会があった条文では、「乃至」は用いられていない。（たとえば、222号1項本文の「第102条乃至第105条」の部分は「第102条から第105条まで」と改められている。）

余談であるが、司法試験の短答式問題の問題文では、現在でも、「ないし」が命脈を保っている。法律家として長年慣れ親しんだ表現が抜けきっていないのであろうか、出題者の年齢を感じさせるところである。たとえば、平成26年刑事系科目第26問（以下、[平26-26]と略記する。）においては「次のIないしIVの【見解】でもって「I, II, III, IV」を指示している。さらに、

本来，数字だけに用いられていたはずの「ないし」が連続する記号にまで拡張されて，「学生AないしD」でもって「A，B，C，D」を指示することも行われている。（受験生が「学生Aか，Dか」と誤解しなければいいのだが。）

これ以外にも，「A説ないしC説」（平23-7），「A証言ないしC証言」（平21-36）のように用いられたり，一例だけであるが，アイウエオにまで拡張されて，「アないしウ」（平18-4）というふうにも用いられている。もっとも，「乃至／ないし」の連続数字略記用法を受け継いだ「～から…まで」を数字以外の記号に用いた例は，法令文の中に発見できる。商法から独立した会社法（平成17年法律第86号）において，「イからハまでに掲げるもののほか，法務省令で定める事項」（108条2項9号ニ）や「第107条第2項第2号ロからホまでに規定する財産を交付する場合」（166条1項ただし書）など全部で21例が数えられる。法令文の号列記なので，アイウエオではなく，イロハ順である。なお，会社法制定前の商法第2編会社はカタカナ文語体であり，「～から…まで」の意味での「乃至」は頻繁に用いられているが，「イ乃至ハ」という用例はない。

驚くべきことには，「ないし」は，「～から…まで」の意味だけではなく，選択の接続詞「又は」の意味を持つ日常的用法でもまた使われているのである。刑事系では「正当な利益ないし権利」（平25-28），「意欲ないし積極的認容」（平22-9），「心神喪失ないし心神耗弱」（平19-18），「具体的な認識ないし認識可能性」（平18-13）などが見られる。

「又は」としての「ないし」の使用が頻出するのは，公法系科目である。「～から…まで」用法が2例にすぎないのに，「又は」用法は，「信仰選択の自由ないし信仰の自由」（平22-18），「公共性ないし公益性」（平22-24），「組織ないし団体」（平21-7），「権利ないし法律上の地位」（平21-31），「欠陥ないし不備」（平21-37），「適用ないし類推適用」（平19-3），「裁決ないし決定」（平19-16），「債務不履行ないし不法行為責任」（平18-4），「法律上の義務違反ないし違法行為」（平18-19），「作用ないし手続」（平19-32）

など、20例以上ある。民事系科目では「～から…まで」は1つもなく、「又は」の意味の「ないし」も「貸金残額の存否ないしその限度」(平21-61)、「個人的債務ないし責任」(平20-4)、「質権ないし譲渡担保権」(平20-13)、「身分上ないしは生活関係上一体をなす」(平20-19)など数例である。

平成18年から26年までの短答式試験をチェックしてみたが、刑事系・公法系・民事系という分野による違い、年による多寡が浮かび上がってきた。たしかに、法令文や判決文ではなく、司法試験短答式問題文の地の文での使用だから、日常的用法が混じり込むことはさしつかえないかもしれないが、特別のねらいがあるのでなければ、使用を控えたほうがいいのではないかと思う。

3 併合の接続詞

法令文で用いられる接続詞ではあるが、選択の接続詞に比べると、使用頻度はかなり少なく、特に、2段階以上の併合に登場する「並びに」は、行政法規はともかく、大学で学ぶ基本法では、使用例は少ない。

(1) 「及び」——1段階の併合

2つの語句AとBを、「AもBも」という併合的に結合することを指示する場合、接続詞「及び」が用いられる。名詞の場合は「及び」の前後に読点を入れることはしないが、動詞など用言の場合は「及び」の前、つまり連用形(連用中止形)をとる文Aの最後と「及び」の間に読点を入れる。

この「及び」は、上述の〔図1〕でいうと、①と②と③の部分を目指すので、論理学では「かつ」で表される連言ではなく、「または」で表される非排他的選言に当たるものである点に注意しなければならない。集合論の合併集合という用語のほうがイメージしやすいかもしれない。連言を、「AおよびB」ではなく、「AかつB」と称することになっているのは、Aであり、同時に

Bでもある、いわばAとBの共通部分 ① のみを指すのにふさわしい用語として「かつ」が採用されているのである。後述する法令用語の「かつ／且つ」の用法は、論理学の「かつ」とほぼ一致している。

併合の対象が3個以上になった場合は、「A及びB及びC」とはせず、「及び」は最後の語句Cの前に1回用いるだけで、「及び」の前に列挙されるAとBの間は読点が入れられ、「A、B及びC」となる。A、B、Cは同一のレベルにある対等の概念である。4個以上何個になろうとも「及び」は最後の語句の前に1回用いるだけで、あとは読点で区切るだけというのが原則であり、この点は選択の接続詞「又は」と共通している。

併合の接続詞が並列の接続詞と呼ばれることもある。1段階の併合、つまり「及び」だけで結合していく併合に限って言えば、並列と呼んでもかまわないが、後述する2段階以上の併合をも並列と呼ぶのは、不適切である。

「及び」の例として、刑法9条（刑の種類）「死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料」をあげておこう。

(2) 「及び」「並びに」——2段階の併合

併合の段階・階層が2段階になる場合、大きい接続には新たに導入される「並びに」を用い、小さい接続に「及び」を用いることとされている。選択の接続詞では、1段階で用いられる接続詞「又は」が常に最上位で用いられるのに対し、併合の接続詞では、1段階で用いられる接続詞「及び」は常に最下位で用いられるという点に相違がある。



選択の接続詞の2段階結合では、上位の、つまり大きい選択から絞り込んでいくという選択順序の指示となるようにとの意図の下に文章化されているが、併合の接続詞の場合、最終的にはすべての語句が結合されるので、極端に言えば、段階化する必要性は選択の接続詞より少ないと言ってよい。しかし、実際には「又は」「若しくは」とほぼパラレルに「並びに」「及び」を使って、語句相互の論理的関係が明示されている。したがって、条文読解者は、そこから立法者が行ったグループ分けの原理を理解するというのが分析作業の目標であろう。

ここでは法律上の例ではなく、直観的にわかると思われる例、小学校・中学校・高校・大学という4つの学校のグループ分けを例にして説明したい・

- ・単なる並列 : 小, 中, 高及び大 小, 中, 高及び大
- ・義務教育か否か : 小及び中並びに高及び大 (小及び中) 並びに (高及び大)
- ・教科別担任か : 小並びに中, 高及び大 小並びに (中, 高及び大)
- ・教諭か教授か : 小, 中及び高並びに大 (小, 中及び高) 並びに大

4つの結合について、それぞれ理由、あるいは分類の視点を考えて(想像して)みたが、他の視点の可能性を排除するものではない。条文読解者は、1段階であれば、そこで列挙されているものが対等のレベルにあるという観点から語句の相互関係を見ることができるのだし、2段階であれば、グループ分けの理由・視点とそれぞれのレベルの相互関係を探究すべきである。

併合の2段階接続の例として、起訴便宜主義を定めた刑訴248条「犯人の性格、年齢及び境遇、並びに犯罪後の情況」をあげておく。構造は犯人にかかわるチャンクA「犯人の性格、年齢及び境遇 (a 1, a 2 及び a 3)」, 犯罪にかかわるチャンクB「犯罪の軽重及び情状 (b 1 及び b 2)」, 犯罪後にかかわるチャンクC「犯罪後の情況」が同一レベルに「A, B並びにC」と並べられているのである。

(3) 「及び」「小並び」「大並び」——3段階の併合

最後に、3段階までの併合結合を見ておこう。この場合、第2段階の選択肢のうちにさらに併合が必要なものが含まれているのであり、そのときには第3段階のより小さい併合の接続詞として、第2段階の接続詞「及び」が繰り下がって用いられる。また、2段階の接続詞も繰り下がった「並びに」を用いて、新しい第1段階にはもう一度「並びに」を使う。法制執務では、第1段階を「大並び」、第2段階を「小並び」と言い慣わされている。（なお、第4段階以上についても、「及び」は一度だけ最下位で使い、それ以上は「並びに」を繰り返して使うと説かれているが、例はないようである。）

原則は以上の通りであるが、戦後の一時期、「並びに」は最上位に1回だけ使い、他は「及び」を用いるというふうに、用法上の方針にブレがあった。なんと言っても、カタカナ文語体からひらがな口語体への、法令文の大転換期だったのである。それが条文に反映しているのが、天皇の国事行為を定めた憲法7条5号「國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること」である。全権委任状と大使の間の「及び」を「並びに」（小並び）に変えれば、変則ではない。

「大並び」「小並び」「及び」を含む複雑な条文の例として、特別法であるが、道路交通法72条（交通事故の場合の措置）1項の規定を分析してみよう。「交通事故があつたときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員（以下この節において「運転者等」という。）は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。以下次項において同じ。）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署（派出所又は駐在所を含む。以下次

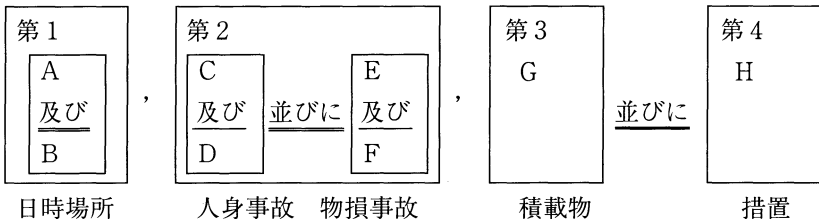
項において同じ。)の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。」

本項前段では、車両停止義務、負傷者救護義務、危険防止義務が定められ、後段で警察官への事故状況の報告義務が定められている。

後段は、まず報告義務者としての運転者、その報告を受ける者としての警察官について記述があり、その後、報告義務の内容が列挙されているので、その部分を分ち書きしてみる。

当該交通事故が発生した日時及び場所 … A 及び B
 , 当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度 …, C 及び D
 並びに損壊した物及びその損壊の程度 …並びに E 及び F
 , 当該交通事故に係る車両等の積載物 …, G
 並びに当該交通事故について講じた措置 …並びに H
 を報告しなければならない

したがって、構造は「[A及びB], [(C及びD)並びに(E及びF)], G並びにH」と4つのチャンクが併合されている。チャンクの間は、読点、読点、「並びに」で結合されており、第1チャンクはさらにA・Bの併合を含み、第2チャンクはC・Dの下位併合とE・Fの下位併合を併合するので、それを小並びで結合し、第3チャンク、第4チャンクは下位併合はない。以下のように図示すると、8つの報告項目が、接続詞の組み合わせによって、整然と論理的に整理されているのが浮かび上がってくるのである。



(4) 「かつ」

「かつ」は、密接不可分で一体性をもった2つの語句を結合する際に用いられる併合の接続詞であると一般に説明されている。表記は戦後のある時期までは、「且つ」（送り仮名が省かれて「且」となることもある。）と漢字でされていたが、現在では平仮名で「かつ」が用いられ、単語を結合する場合は前後に読点は打たないが、文と文を結合する場合は前後に読点を打つこととなっている。

「かつ」の特殊性である密接不可分性は、結合されているのが2つの文である場合、両方の要件を同時に満たさねばならないという点に端的に現れている。ここにうかがえるように、同時に満たす、つまり同時に真であるという結合は、論理学における連言の性質を持つということなのである。

たとえば、所有権の取得時効について、「平穩に、かつ、公然と」（現代語化前：平穩且公然ニ）（民法162条1項）や「善意であり、かつ、過失がなかった」（現代語化前：善意ニシテ且過失ナカリシ）（同2項）という要件があり、これは動産の即時取得についても「平穩に、かつ、公然と」（現代語化前：平穩且公然ニ）と「善意であり、かつ、過失がない」（現代語化前：善意ニシテ且過失ナキ）（民法192条）とほぼ同じ要件として定めがある。これはたしかに平穩公然とか、善意無過失というふうに一体的概念として把握されているようである。

また、類似の規定として民法186条（占有の態様等に関する推定）1項があるが、その文言は「占有者は、所有の意思をもって、善意で、平穩に、かつ、公然と占有をするものと推定する。」（現代語化前：占有者ハ所有ノ意思ヲ以テ善意、平穩且公然ニ占有ヲ為スモノト推定ス）となっている。この条文により推定されるのは4項目で、記号化すると「A, B, C, かつ, D」と表せるが、その関係をどう理解すべきか。通説では、4項目を同レベルの

単なる並列としてではなく、占有者が「所有の意思をもって」占有していることと、占有者が「善意で、平穩に、かつ、公然と」占有していることの2つのグループと解している。内容からそうだというのは理由とは言えず、それがどのような文言を通じて表現されているかが重要である。その理由としては、前者と後者の関係を、「～をもって」を「占有するもの」で受けていると見て、二重限定の「～であって…もの」のバリエーションとして処理し、前者つまり自主占有が第1の絞りであり、後者つまり瑕疵のない占有が第2の絞りだという説明は、一つの見方にすぎないが、これが最も妥当であると思われる。

問題は、上述の取得時効や即時取得に比べて、過失という言葉ははずして3つの語を「かつ」を一度用いて並べている後者の内部構造である。「善意で」は「悪意で」、「平穩に」は「暴行若しくは強迫…によって」(190条2項は2段階接続なので、「若しくは」が用いられている。現代語化前は「強暴…ニ因ル」(強暴は強迫の強と暴行の暴から成る。))、「公然と」は「隠匿によって」(現代語化前：隠秘ニ因ル)の対概念であり、それぞれ後者は占有の瑕疵と考えられている。「平穩に」と「公然と」は「かつ」で密接不可分な一体として結合されているのは、上述の取得時効や即時取得と同じである。だとすると、「善意で」と「平穩に、かつ、公然と」の間に「及び」がない以上、どういう結合と理解すべきであろうか。論理学では、3つの集合を合併するとき、つまり3項の連言命題をつくるときは、「 $B \cap C \cap D$ 」、あるいは「 $b \wedge c \wedge d$ 」とし、「 B かつ C かつ D 」「 b かつ c かつ d 」と読む。この瑕疵のない占有についての3要素は、「悪意」、「暴行又は強迫」又は「隠匿」の3つの瑕疵が少なくとも一つもないことを示すのであるから、論理学の合併集合だと理解するのが最も妥当であろう。したがって、「善意で、かつ、平穩に、かつ、公然に」とすべきであるが、法令文における「又は」や「及び」と同様に、3つ以上の結合の場合は、最後の語句の前にもみ接続詞を用いるというルールに従い、「かつ」を一度だけ用いるという用法もあると考

えるのが、最もおさまりいいと言えはしないだろうか。

この考え方でよいかを確認するために、図書館で民法の教科書やコンメンタールのいくつかを繙いてみた。そこで、答えを見つけることができなかつたのみならず、恐ろしい発見をした。このシリーズの第1回で刑法学者が「その他」と「その他の」の違いを考慮しない、あるいは知識がないのを見た時に感じたものと同じ驚愕である。すなわち、法令用語、結局は条文の文言について、鈍感な民法学者たちの群れである。地の文では「かつ」の意義を軽視して、一「平穩・公然」はおそらく「かつ」の略記のつもりであろうと推測できるが一説明なしに「善意・平穩・公然」とか、単純並列で「善意、平穩、公然に」とかの表現があった。『我妻・有泉コンメンタール民法—総則・物権・債権—』（日本評論社、2005年）367頁に至っては、あろうことか、「かつ」を見落としたのか、「善意、平穩および公然」という表現まであった。最近の若い学者だけでないところに、病根の深さを感じさせる。条文の厳格な形式的分析から始めるのではなく、いきなり実質的議論を始めてしまう姿勢である。結果オーライではなく、手続を踏んでいくことの中に法思考の存在意義があると考える筆者にとっては、嘆かわしい事態というほかはない。

訴訟法からの例としては、刑訴法1条の「適正且つ迅速」（余談であるが、これに続く「適用実現」は本来の四文字熟語ではなさそうなので、「適用且つ実現」とすべきではなかったかと思われる。）や民訴2条の「公正かつ迅速に」がある。「公正に」ではないので、読点は付されていない。文では、刑事関係において、2つの要件を満たすことが必須である条文で用いられることが多く、憲法33条「権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状」、33条「理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ」、35条「正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状」が適例である。刑訴73条では1項「できる限り速やかに且つ直接」、2項「できる限り速やかに、かつ、直接」という新旧2種類の表記が混在しているのが見られる。

上述の「善意であり (A), かつ, 過失がなかった (B)」を連言と理解すると, 前述の〔図1〕の①の部分が「善意であり, かつ, 過失がなかった」つまり善意無過失であり, ②の善意有過失, ③の悪意無過失, ④の悪意有過失が排除されることは一目瞭然である。

また, この「かつ」結合の理解として, 「善意であって, 過失がないもの」と二重限定を意味するというふうな説明がなされることがある。しかし, このパターンは, 作業手順としては結果的に正答に辿り着くとしても, 論理的には善意を類, 無過失を種と考えることになり, 連言ではなく, 含意と理解することになり, 不適切である。なぜなら, 無過失は必要条件として善意を前提とすることになり, 悪意である無過失を論理的に排除してしまうことになるからである。

論理学の連言「かつ」と法令用語の「かつ」とが照応していることによくわかる例をあげておく。刑法109条 (現住建造物等放火) の「現に人が住居に使用し又は現に人がいる」と109条 (非現住建造物等放火) の「現に人が住居に使用せず, かつ, 現に人がいない」である。放火行為の要件として「現に人が住居に使用し」ていること=現住と「現に人がいる」こと=現在の組み合わせが「かつ」と「又は」を使って定められており, パターンとして①現住で現在, ②現住だが非現在, ③非現住で現在, ④非現住で非現在に場合分けできる。

	現在	非現在
現住	①	②
非現住	③	④

論理学において, 連言命題の否定命題, 選言命題の否定命題の形については, ド・モルガンの法則—イギリスの数学者オーガスタス・ド・モルガン (Augustus de Morgan, 1806年—1871年) が考案したもの—という名で知られている次の法則がある。これは高校数学の命題と証明の単元で, 命題の対偶な

どとともに、全高校生に教えられているはずである。

$$\sim (p \wedge q) \equiv \sim p \vee \sim q$$

pかつqという連言命題の否定は、pでない命題とqでない命題の選言

$$\sim (p \vee q) \equiv \sim p \wedge \sim q$$

pまたはqという選言命題の否定は、pでない命題とqでない命題の連言

現住と現在の肯定と否定の組み合わせは①～④の組み合わせに尽きているが、109条の「現住又は現在」は選言命題「 $p \vee q$ 」の形をとり、①②③が客体とされているので、110条でそれ以外の客体(④)を指示するには、「 $p \vee q$ 」の否定である「 $\sim p \wedge \sim q$ 」でなければならない。ド・モルガンの法則によると、これはそれぞれの否定命題の連言である「非現住かつ非現在」ということになり、109条の条文による「かつ」の使用と合致している。

「かつ」を理解するには、このド・モルガンの法則を踏まえておく必要がある。自由学芸三学の一つであって、教養教育の根幹にあるべき論理学は、日本の大学ではほとんど開設すらされていないのが現状であるが、幸い法科大学院の適性試験には論理問題が必ず出題されるので、法科大学院入学者は過去問の学習を中心として、何らかの形で論理学を学んだ経験をもつはずである。願わくば、その知識と法思考との回路が繋がらんことを。

(5) 「と」「・」

併合接続を表す場合、法令文では日常用語のうちでも「そして」「や」「と」を使わずに、「及び」「並びに」「かつ」だけを使うというのが一般的説明である。そして、「と」がはたして併合の接続詞と言えるかどうか、明確に述べたものはないようである。

しかし、少数であれ、使用されている場合があるので、それを確認してお

く。

憲法前文には「われらとわれらの子孫」, 「諸国民との協和による成果と, わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢」, 「公正と信義」, 「安全と生存」, 「専制と隷従」, 「圧迫と偏狭」, 「恐怖と欠乏」, 「理想と目的」のように, 本来の法令文では「及び」とすべき箇所に「と」が用いられているが, これは前文の担う特殊性に由来すると思われる。ただし, 「憲法, 法令及び詔勅」という併合の接続詞も使われている。この延長ともいべき9条1項に「正義と秩序」や「国権の発動たる戦争と, 武力による威嚇又は武力の行使」という表現が見られるのも, 従来型の法令文の調子ではなく, 一般国民にも親しまれやすい表現を選択する意図があったと推測される。これらは憲法の特性あるいは法令文のひらがな口語体への移行期の試行錯誤が産んだ特殊事例と見てよいであろう。

ところが, 一般の法律にも併合の接続詞「及び」の代用としての「と」の例が少し見られる。とりわけ条文見出しでは若干の例があり, 刑法では, 67条「法律上の加減と酌量減輕」や69条「法律上の減輕と刑の選択」, 民法では412条「履行期と履行遅滞」, 546条「契約の解除と同時履行」, 571条「売主の担保責任と同時履行」, 589条「消費貸借の予約と破産手続の開始」がある。これらは単なる併合ではなく, 法令文中で普通に用いられる「AとBとの関係」からの「との関係」の省略と見られなくもないが, 条文見出しの場合にあえて「及び」に代えて「と」を使用する積極的理由があるとも思えない。刑訴1条の「公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ」の前の「と」も「AとBとを」のパターンをとらなくてもよさそうである。併合の接続詞としての「と」の使用は, 例外的と思われるが, 使用されることも稀にあるという事実は認識しておく必要はある。

「・」は, 語句を簡略に列記するとき, 日常的に広く用いられている(本稿のタイトルがその一例である)。しかし, 一般に「及び」の意味で複数の

語句を並べ立てる意図で用いられることが多いであろうが、あくまでも複数の語句の列記というだけで、その結合が併合であるか、選択であるかは、厳密ではないことがある。したがって、法令文では、原則的には用いないことになっている。

「・」が明確に併合を意味するのは、法律の目次で章名・節名・款名・目名（ここでは、「・」を使っている。）に属する条が2つだけの場合、「1条・2条」（第は省略される）のように記載されるときである。民法では、第1編総則第1章通則（1条・2条）、第2編物権第2章占有権第3節占有権の消滅（203条・204条）、第3編債権第2章契約第14節和解（695条・696条）、第4編親族第2章婚姻第4節離婚第2款裁判上の離婚（第770条・第771条）、同第3章親子第2節養子第3款縁組みの効力（809条・810条）、同第4章第1節総則（818条・819条）、第5編相続第4章相続の承認及び放棄第2節相続の承認第1款（920条・921条）に見られる。

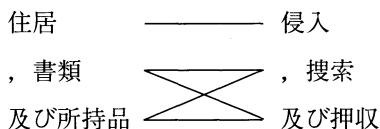
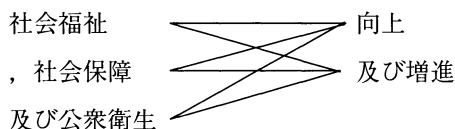
このほか、独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成15年法律第114号）を根拠法とする組織名「大学評価・学位授与機構」のように、「及び」の意味で、「・」が用いられることもある。

今回、調査をしていて非常におもしろい例を見つけた。公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の附則第1項（施行期日）に「この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。」という表現が、正式名称「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）の代わりに用いられていたことである。今まで気づいたことはなかったが、附則では、正式名称で言及しなくてもいい慣例があるのだろうか。法制執務官僚が、長ったらしい法律の題名に辟易している姿が垣間見えた貴重な例である。

(6) 特殊な用法

併合の接続詞も、選択の接続詞とまったく同じように、クロス型（たすき掛け式）とパラレル型（平行式）とがあり、クロス型が原則である。それは、複数個の語句を選択結合することは、とどのつまり場合分けをしていることになるので、各チャンクに含まれる選択結合された語句の数を掛け合わせた数だけの場合が存在することになるからである。2個の語句を含むチャンクが2個あれば、場合は $2 \times 2 = 4$ 通りである。

たとえば、憲法25条2項「社会福祉，社会保障及び公衆衛生の向上及び増進」のチャンクは $3 \times 2 = 6$ 通りの例であり、憲法35条1項「住居，書類及び所持品について，侵入，搜索及び押収」のチャンクは、クロス型とパラレル型の融合形である。（あるいは跛行的クロス型とも呼べる。）



4 「又は」と「及び」の併存

選択の接続詞と併合の接続詞が併用される場合、どちらが優先するかという形式的ルールはない。文脈からそれぞれ判断して、接続詞の用法と合致しているかで検証して確定するしかない。

その中でもわかりやすいのが、章名や条文見出しと各本条での使い分けである。刑法第2編第31章は「逮捕及び監禁の罪」であるが、220条の条文見出しは「逮捕及び監禁」であり、構成要件は「不法に人を逮捕し、又は監禁

した」である。章名と条文見出しが併合結合なのは、逮捕罪と監禁罪の2つの規定を含んでいるからであり、その構成要件が選択結合なのは、逮捕行為か、監禁行為のいずれか一方が充足されれば、犯罪が成立するからである。前段・後段は、本来、句点で終わる2つの文が1条中、あるいは1項中に規定されている場合の特定のしかたであるが、本条の場合は、それぞれが単独で成立するので、実務上、前段・後段と呼び慣わされている。（刑法130条の住居侵入罪と不退去罪、240条の強盗致死罪・強盗殺人罪と強盗致傷罪などと同じ扱い方である。）なお、逮捕行為に接続して監禁行為が行われた場合は、2罪が成立するのではなく、包括一罪として処理されている。

条文中で「及び」と「又は」が併用されている場合について、刑訴158条を例にして見ておこう。同条には、1項「検察官及び被告人又は弁護人」、2項「検察官、被告人及び弁護人」、3項「検察官、被告人又は弁護人」の3種類のチャックがある。2項は三者全員、3項は3者のうちだれか一人、または複数を指示していることは明白である。1項は形式面から見れば、「（検察官及び被告人）又は弁護人」と「検察官及び（被告人又は弁護人）」という2つのとらえ方が可能であるが、条文の趣旨から、検察側と被告人側という論理的区分を意図していることが判明するので、後者のように理解することが正しい条文の解釈である。刑訴297条1項「検察官及び被告人又は弁護人」と第298条1項「検察官、被告人又は弁護人」についても同じことが言える。可能な結合について法文の趣旨から検討した上で、いずれかを採用しなければならないのである。

最後に、刑罰の併科に触れておきたい。刑法本条による刑罰の併科は、罰金の併科を定めた48条と科料と拘留の併科を定めた53条を別にする、平成23年法律第74号による改正があるまで、256条2項の盗品運搬罪（旧：贓物運搬罪）、盗品保管罪（旧：贓物寄蔵罪）、盗品有償譲受け罪（旧：贓物故買罪）、盗品有償処分あっせん罪（旧：贓物牙保罪）だけであった。他の罪の法定刑がすべて「又は」による排他的選言を指示しているのに対して、併合

の接続詞「及び」を使用して、「10年以上の懲役及び50万円以下の罰金」という文言で、懲役刑と罰金刑の両方を同時に科するという法定併科あるいは必要的併科を定めていた。

平成23年の改正により、175条と96条から96条の6までに併科規定が設けられたが、それらはすべて、「○年以下の懲役又は○円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」という選択的あるいは裁量的併科規定なので、「及び」は用いられていない。

また、正確に言うと刑罰の併科ではないが、同趣旨の規定が、刑事訴訟法の召喚を受けた者の出頭拒否と過料を定めた133条、被告人又は被告人以外の者の身体検査の拒否と過料を定めた137条、召喚を受けた承認の出頭義務違反と過料を定めた150条、証人の宣誓証言の拒絶と過料を定めた160条、検察官・弁護人に対する出頭命令を定めた第278条の2等にある。これらは「10万円以下の過料に処し、かつ、出頭しないために生じた費用をの賠償を命ずることができる」(133条)のように、過料(刑罰としての科料ではない)と費用賠償を併せて課するもので、「及び」ではなく、「かつ」を用いて表現されている。それぞれの行為は、刑罰による制裁も可能であるとされており(たとえば、133条について134条)、この場合は「○円以下の罰金又は拘留」を定めた上で、「情状により、罰金及び拘留を併科することができる」と「及び」を用いて表現されている。(278条の2については、刑罰の定めはない。)

同種の規定は民事訴訟法にもあり、訴訟費用賠償と過料の順序は異なるが、192条は証人の不出頭について「これによって生じた訴訟費用の賠償を命じ、かつ、10万円以下の過料に処する」とし、刑罰について、193条1項で「10万円以下の罰金又は拘留」、2項で「情状により、罰金及び拘留を併科することができる」との定めも置いている。

5 結びに代えて

接続詞の用法の説明は以上の通りであるが、ここでそれらの接続詞の分析手順を書いておこう。その鍵は、1段階の「又は」と「及び」は常に最後の語句の前に入れるというルールである。その前は、いくつ語句が列記がされていようとも、読点で区切られるので、読点を追って行って、最初の語句を確認するという手順になる。

2段階になると、上位の「又は」と「並びに」が最後の語句の前ということになる。言い方を変えれば、必ず1個の語句、あるいは1個の（「若しくは」や「及び」で結合されている）語群（チャンク）しかないのである。3段階は、2段階の応用であって、「又は」と「大並び」が最後の語句・語群（チャンク）の前にある。2段階・3段階の場合は、読点で区切られた列挙された語句の代わりに、（「若しくは」や「及び」で結合されている）語群（チャンク）に置き換わっている場合、構造が複雑になるので注意を要する。

言葉の字数が多い場合は、適宜アルファベットに置き換えて、その構造を探究すると分析しやすい場合もあるが、記号操作だけでは複数の可能性が残り、最終的に構造を確定できないこともある。そのような場合は、元の言葉を記号に代入していけば、その言葉の関連性から可能な結合へと絞り込むことができるはずである。

いずれにせよ、条文の構造分析が一応終了した段階で、接続詞の使用ルールと違っている箇所がないかの点検をすれば、自信を持って条文を読解できるであろう。

次の問題は、以前に法学入門や法学基礎の期末試験問題として出題したものである。読解ではなく、起案の形式を採っている。

〔問題〕 基本的な法典である六法から憲法を除いた5つの法律を、民事法と

刑事法の2つに大きく分けてこの順に配列し、それぞれの内部は実体法（一般法を先に、特別法を後に配列）を先に、手続法を後に配列して、併合結合せよ。

〔解答作成の思考過程〕

- 1) 憲・民・刑・商・民訴・刑訴から憲を除く→民・刑・商・民訴・刑訴
- 2) 民事法と刑事法とに分ける →民・商・民訴／刑・刑訴
- 3) それぞれを実体・手続の順に並べる → [民・商－民訴] [刑－刑訴]
- 4) 一般法・特別法の順を考慮するのは民・商だけ →民－商
- 5) 以上から [(民－商)－民訴] [刑－刑訴] という順序になり、接続詞の用法ルールに合うように接続詞を入れる。

[民法, 商法及び民訴] 並びに [刑法及び刑訴]

- 6) 答： 民法, 商法及び民訴並びに刑法及び刑訴

なお、少し問題が難しくなるが、実体法をチャンクと考えれば、小並びと大並びを使い分けて、「[(民法及び商法) 並びに民訴] 並びに [刑法及び刑訴]」としなければ正解ではない。

逆に問題がこの答え文を分析する場合は、まず並びにに注目し、「[民法, 商法及び民訴] 並びに [刑法及び刑訴]」というチャンクの結合を考えて、チャンク内部の「及び」の用法が「A, B 及びC」と「A 及びB」なので、用法上・意味上ともにクリアできるので、そういう趣旨の配列であると理解すればよい。もっとも、用法上は、「[民法], [商法及び民訴] 並びに [刑法及び刑訴]」も可能であるが、この3つが同一レベルでの対等の並列という意味を考えにくいので、可能性は排除すべきである。

最後に、記憶フレーズである。

本稿のタイトルは「又は・若しくは・並びに・及び・かつ」とした。選択の接続詞2つ、併合の接続詞3つを並べたものである。順序は大小の順とした。特に、1段階で用いる「又は」と「及び」を前にしたほうがいいとも考えた

が、最終的には、タイトルとしての語呂の良さ「3・4・4・3・2」を重視した。

また、タイトルとしては長くなりすぎるので採用しなかったが、記憶フレーズを作成した。大きい接続から小さい接続へと接続詞を並べ、最後に名称で結んだ。

又は　大若し　小若し　選択
または・おおもし・こもし・せんたく

大並び　小並び　及び　かつ　併合
おおならび・こならび・および・かつ・へいごう

法律学習の初めの頃に、選択及び併合の接続詞の用法についての約束事を教えることは、条文は論理的構造を有するものであり、論理的に分析的に読まねばならないという、法解釈の出発点である文理解釈——これは言語学で言う構文論・統辞論（シンタックス）レベルの作業操作ということになる——の作法を教えることだと一般的に考えられている。しかし、接続詞の用法を踏まえて条文内の語と語の関係を明らかにするという作業の裏に隠されているものは、実は、法思考の本質にかかわる重要な考え方である。そしてそれは見える者だけに見える、つまり気づく力のある者だけが到達できる境地である。

それは、接続詞で結合されるものは、「A又はB」でも、「A及びB」でも、AとBは対等であるということである。法律学で「対等」、つまり「等」を言うことは、正義の形式的原理「等しきものを等しく」に直結する。法の目的である正義という価値の序列の網の目は、接続詞で結合される言葉に顕現しているのである。